

三方楽所勘定帳不算の一件について

一 『楽所日記』安政年間の記事から見る三方楽所一

南 谷 美 保

本稿では、江戸時代三方楽所の天王寺方楽人であった東儀文均の日記『楽所日記』巻14に記される安政4年に発覚した三方楽所勘定帳不算の一件、つまり、三方楽所の財務管理上に発生した使途不明金に関する記事をもとに、この事件に関する責任を、組織としての三方楽所内部でどのように処理したのかを考察する。加えて、安政年間の三方楽所楽人が、どのような経済状況におかれていたのかについても考察する。

使途不明金をめぐる三方楽所内部での調査は、この一件が発覚した安政4年の「年番」であった南都方辻則賢、京都市多忠誠、および「年番補」の天王寺方東儀文均らを中心として行なわれた。当該事件に関しては、管見の限りでは現在残っている記録は文均の私的な日記である『楽所日記』のみであるために、その詳細は不明な点も多いが、『楽所日記』に残された記事からは、使途不明金の発生による三方楽所の財務上の不足金額は、その三分の一ほどは、三方楽所の内部処理で損金の扱いとされ、残りは、関係者が個人負担でこれを補填することとなっただけで済んだことが分かる。このように、不足金額が個人的に補填されるとしても、それは一時に返金されるものではなく「積立方式」とされたため、結果的に、三方楽所は、その組織運用資金確保のために新たな借金を背負うこととなり、幕末期の三方楽所の財政状況はかなり苦しいものとなったと思われる。

キーワード：東儀文均・『楽所日記』・三方楽所・年番・勘定帳

1 はじめに

筆者は、三方楽所天王寺方の楽人であった東儀文均の日記『楽所日記』による幕末期の三方楽所の動向についての調査を継続する中で、三方楽所が寛文5(1665)年に江戸幕府より与えられた朱印地支配のあり方についても考察してきた¹⁾。三方楽所が、楽人領として江戸幕府より与えられた大和国平群郡の朱印地2000石は、【表-1-①】に挙げたように、当初五ツ物成として1000石の年貢収納とされ、それは、三方楽所内部において【表-1-②】のように分配されていたことはよく知られている。しかし、洪水被害などにより、弘化・嘉永年間までには、楽人領からの年貢収納は三ツ物成となっていた。その結果、【表-1-②】に示したように、家領米については6石のみが分配されることとなっていたこと、芸料米についても同じく三ツ物成となっていたことについてはすでに明らかにできた。さらに、芸料米については、上芸・中芸ともに、技能審査である「三方及第」の結果、その定員を上回る上芸者、中芸者が生じていたために、演奏技能のランクと実際に受取る芸料米との間にずれが生じている、あるいは、受

【表-1-①】

大和国平群郡内	
目安村	634石1斗余
神南村	340石余
惣持寺村	60石3斗余
椿井村	407石8斗余
平等寺村	136石5斗余
中之宮村	138石4斗余
安明寺村	183石2斗余
岩井村之内	99石2斗余
都合 2000石	

【表-1-②】

名称	配当人数	五ツ物成の一人当たり配当	三ツ物成の一人当たり配当
家領米 510石	51名	10石	6石
師匠料 90石	9名	10石	不明
上中芸料米 100石	上芸 20名	5石	3石
	中芸 20名	3石	1石8斗
稽古料米		総量 200石	不明
		1000石	600石
芸料米の支給に際しては、「三方及第」とされる実技試験が実施され、当該受験者が所属する楽所以外の二方の担当者による入札という公平な方法で、その合否が定められた。			

給資格があるにもかかわらず芸料米の受給を受けられない楽人がいたことも明らかにした²⁾。

このような状況であったために、江戸時代後半になると、従来からも指摘されていたように、楽人領からの知行収入は、三方楽所楽人の生活をそのみで支えるには十分なものではなかったものの、この知行所からの収納は、量としては微禄でありながらも楽人の年間収入の主要な部分を占めるものであったことも否定できないことがわかった³⁾。こうした重要な収入源となっていた知行所関係の管理者として、三方楽所では、南都方、京都方、天王寺方のそれぞれの楽所に1名ずつの「年番」と称された楽人領関係業務取扱者をおいていた。当時、三方楽所のそれぞれの楽所の責任者は、「老分」と呼ばれた役職者であったが、年番は、その老分のもとで、いわゆる「地方知行」という直接支配の形で運営された楽人領の支配に関わるさまざまな業務を担当したのである。

この年番の業務については、すでに詳しく論じた⁴⁾のでここで繰り返すことはしないが、年番の任期は4年であり、南都方、京都方、天王寺方の三方のそれぞれの楽所からの当役が一時に交代することがないように、それぞれの楽所からの年番の交代年度がずらされていた。南都方、京都方では、比較的スムーズに、年番の交代が行なわれたようであるが、天王寺方については、弘化3(1846)年3月より嘉永3(1850)年まで年番を勤めた東儀文均の後任であった東儀文運の後を担当する楽人がおらず、文運は、病没した安政4(1857)年7月まで、都合7年以上も年番の職にあった⁵⁾。同年7月より、文運の病状悪化を受けて、東儀文均が年番業務を補佐することになったが、ここで明らかになったのが、以下の状況である。

東儀文均の『楽所日記』安政4年7月19日条には、「今暁凶子東儀より文運丈所労及危急候旨為知之事、早速参候処丑刻比被落入候由、気毒千萬之事」とあり、この日、天王寺方年番であった文運が没したことが記されている。これに先立って、年番の業務を補佐することになっていた文均は、この日、「朝飯後、石州【天王寺方老分の林石見守廣範、以下、【 】内は南谷による補】亭へ参面会、文運所労大切付退役之儀、且辰年勘定帳取調出来候ハバ及披露、勘定帳前後之处可及入魂旨申入置候事、文運代勤披露後不取敢年番仮役治定迄補置可申旨申入置候事」として、あくまで「補」として当面の業務を担当するだけであるとしながらも、早速に、南都

方年番辻相州（則賢）、京都方年番多備州（忠誠）と会合を開き、遅れていた前年度の決算処理に取り掛かるのである。すると、この日の夜になって、「相州、備州、会合、勘定下書不算之旨被申聞、凡拾貫目斗之事、乍併、相州、備州にも懸り合有之候旨承、余銀不祥之趣承候ニ付多阿州【忠以】へ申入候処、補之儀承知候事」とあるように、「不算」、つまり、会計処理上の問題が発生していることを知らされる。以下では、この「不算」とは、どのようなものであり、それを三方楽所として、どのように処理したのかについて、この東儀文均の日記『楽所日記』の安政年間の記事を中心に調査した結果を述べるものとする。

なお、東儀文均は、この翌年、安政5（1858）年の年頭の在天楽家も多く上京する舞御覧の日程に合わせた1月18日に、「当二月、一方【天王寺方のこと】年番交代年限ニも有之候ニ付、古役中より再勤可被下哉、且三方掟書等之次第有之候ニ付在天より出役可被致哉」として、文運が生存していれば天王寺方の年番交代の時期になっていることを理由に、天王寺方老分林廣範に補役として勤めている年番の交代を願い出ている。あくまで、文均は文運の残任期間のみの業務を引き受けたものとしているのである。

一方で、この記事によると、天王寺方の年番職就任者は、実際の就任者は在京天王寺方楽人に限られていたが、三方楽所としての取り決めとしては、天王寺に在住した在天楽人⁶⁾が就任しても構わないものとなっていたらしいことも分かる。が、年番の業務を遂行するためには、頻繁な関係者会合や、知行所の関係者との面談の都合上、京都に居を構えている必要があり、在天楽人が就任することは無理であった。

この東儀文均の申し出に対する老分よりの回答は、同年2月14日条にあり、「在天一統相談之処、出役之儀者断之事」、また、古役とされる年番経験者の「雲州、廣就丈、出役断」とある上に、「土州儀者当時差支⁷⁾、倫秀、河州儀者未昇進ニ而人体無之候間」とする理由で、「予、両三年補可申旨達之事」とあるが、これをうけて、文均は、「先、当午年中補可申候得共、猶、南京差支無之候哉、一応御尋之上、差支無之候者、当年中可補申旨返答之事」として、この年度に限り年番の職務を「補」として継続することとなったのである⁸⁾。

なお、「未昇進」の楽人とされるのは、中芸に合格していないという意味であり、少なくとも天王寺方としては、中芸合格者でなければ役職に就任することが適わないとされていたようである⁹⁾。さらに、年番の重要な業務は、経理業務であり、算盤を用いての計算技能が不足しているとその業務を十分に果たしえない可能性があったために、天王寺方についていえば、「在京」であり中芸合格者であれば、誰でも就任可能というわけではなかったようである。そのためか、その後、東儀文均は、安政7（1860）年まで年番の職務を「補役」として務め、この年の3月に東儀文静が年番の職務を引き継ぐこととなる¹⁰⁾。

2 安政4年、三方楽所「不算の一件」発端

東儀文均は、既に述べたように、嘉永3（1850）年3月に年番を退任し、東儀文運が年番職を引き継いだ後も、「古役」、すなわち、年番経験者として、年貢収納を中心とした楽人領支配に関わる業務に関係していた¹¹⁾。したがって、年番当役離任後も、当時の年番業務の内容についてはある程度まで理解していたと思われる。また、同苗ということもあってか、後任の文運

も何かと前任者の文均を頼りにしていた様子が、『楽所日記』からはうかがわれる。安政4(1857)年7月13日条に、「辻相州、多備州入来、年番当役文運丈所労追々睦々敷様子付昨辰年勘定帳延引未出ニ付、下帳ニ而も可被相渡様、老分より催促甚困窮付、内々取斗頼ニ入来」とあるのも、こうした経緯によるものであろう。本来であれば、毎年3月までに老分の元に提出されていないければならない前年度の勘定帳、つまり、決算書が、7月の時点でいまだに提出されていないというのである。三方楽所としての決算は、南都方、京都方、天王寺方の読み合わせを経ての提出となるので、文運のまとめる天王寺方の勘定帳が提出されなければ、老分のもとへ提出する書面の準備ができないのである。

この要請を受けて、文均は、「早速、文運丈家内へ申聞、見合可被申入旨置候事」として、その日の夜、文運を見舞に赴くが、「甚睦々敷容態付、親類へ為知、忠克丈【多＝文運は多家より東儀家への養子であったため】、豫州【山井景典＝文運実兄¹²⁾】家内入来付、予、子半刻比帰宅」という状況であった。そのような危篤状態であったにもかかわらず、7月18日条には、「文運丈より被招候ニ付、辰年勘定帳下書算盤被相願候付致算盤夕方帰宅、文運丈所労追々及病末候容態気毒千萬之事」とあり、文均は、文運宅にて、前年度の勘定帳の下書きをもとに、算盤での計算を行ない決算書作成の下準備を行なっている。その翌日、7月19日に文運は亡くなり、文均が年番職を補として引き継ぐ過程で、会計帳簿を調査した結果、少なくとも20貫目ほどの不足金¹³⁾があることが判明した。

3 「不算の一件」経過

すでに示した『楽所日記』安政4年7月19日条にあるように、この不足金について、多忠以は、7月19日の時点で、これを補填することに同意している。それは、多忠以が、東儀文運の実兄であるが故に、その責任を感じてのことであろう¹⁴⁾。7月21日には、同人が、損失補填を引き受ける旨を三方楽所関係者に披露してほしいとの申し出であるが、南都方年番の則賢はこれに同意するものの、京都方年番の多忠誠が認めない。年番文運の責任となれば、同役の年番としての連帯責任を問われることを警戒したのであろうか。しかし、文均は、老分へ事情を報告すべく、辻則賢、多忠誠を説得する。翌22日には、「三方借財金銀出入吟味之処」したところ、「過分之不勘定驚入」となった。とりあえずは、京都方年番の多忠誠が、故東儀文運の家族と京都方の年番前任者山井景典に、この件についての確認をすることとなり、さらに、これをうけて、7月23日、文均は、文運の実兄である京都方多阿波守忠以のもとを再度訪問し、不足金額が20貫目余りとなることを知らせたのである。既に述べたように、7月19日の時点で、多忠以は、「補之儀承知」と記されるので、実弟の不祥事により発生した損失を、兄として「補填」する意思があったことが推測されるが、その金額の多さに「驚入、内談之事」とあり、事は簡単には済まないことが予測された。

このような切迫した状況の中、7月24日の雷雨により知行所に洪水被害が出たとの報告が入り、年番たちはその対応にも追われる。勘定帳の一件については、8月21日に、年番に、年番経験者を加えた会合である「評席」を設けることとし、同日昼後、多忠誠宅にて会合が開かれた。出席者は、好文、季誕、忠以、廣就、近済、忠愛、則賢、文均であった。近敦、近興、お

よび関係する年番経験者の近俊、景典は欠席した。ちなみに、文均が年番を退任した嘉永3年以降の年番の就任状況は、【表-2】の通りである¹⁵⁾。

【表-2】東儀文均退任後の年番の交代状況

	天王寺方	京都方	南都方
嘉永3 子 (1850)	東儀文均⇒東儀文運	多忠愛	上近済
嘉永4 亥 (1851)	東儀文運	多忠愛⇒山井景典	上近済
嘉永5 子 (1852)	東儀文運	山井景典	上近済 ⇒ 窪近俊
嘉永6 丑 (1853)	東儀文運	山井景典	窪近俊
安政元 寅 (1854)	東儀文運	山井景典	窪近俊
安政2 卯 (1855)	東儀文運	山井景典⇒多忠誠	窪近俊
安政3 辰 (1856)	東儀文運	多忠誠	窪近俊⇒辻則賢
安政4 巳 (1857)	東儀文運⇒東儀文均	多忠誠	辻則賢
安政5 午 (1858) (天王寺方交代予定年) 補のまま職務を継続)	東儀文均 [交代せず 補のまま職務を継続]	多忠誠	辻則賢
安政6 未 (1859)	東儀文均	忠誠⇒忠壽	辻則賢
万延元 戊 (1860)	東儀文均⇒東儀文静	忠壽	辻則賢⇒上真節

【安政4年が事件の発覚年、名前に二重下線を付した楽人が遡っての関係者とされた者】

なお、この席で、安政3年、つまり辰年不勘定の原因が、「亥年相始候条、勘定帳張紙致演舌」とあり、この会計上の問題が、実は、文均が年番を退任した翌年である嘉永4年にまで遡るものであることが調査の結果明らかにされたことと、使途不明金の金額が、「凡銀高廿二貫目斗之事」であることが関係者に示され、直接的に関係のない年番経験者も加わって、嘉永4年に遡ってまでの関係者の事情聴取を開始することとなった。すなわち、8月21日条には、「各同意ニ付右不勘定之一条三人ニ而難行届候ニ付評席中懸り役之儀相頼候ニ付、好文、廣就、忠愛、加勢、年々懸年番へ尋合有之旨治定、近済、亥年懸有之候付、豫州【山井景典】へ尋合有之返答可有之旨治定畢」とある。

その後、辻則賢と東儀文均は、8月24日より9月1日まで、知行所の大兩被害の検分に下向するが、9月6日には、不算一件の取調べ状況と知行所の被害状況報告を合わせての会議が開催された。同日条には、「朝飯後、則賢亭会合出席、忠誠出席、過日郷中下向一件書付類並辰年勘定帳一件ニ付尋合之旨承合七算用ス、午後、好文、忠以、廣就、忠愛、当役三人、郷中荒所検分之次第及演舌並勘定帳一件取調方致相談、御用会銀不勘銀高三貫六百匁余、外当巳年利足、年番、近俊、景典、故文運、外不算用銀高元利合拾三貫拾三匁余、外二当巳年利足、年番、近済、景典、故文運、寅年より懸近俊、右順達之事、巳九月、右書付認、南都懸好文、則賢より近済丈へ被相渡候旨治定畢」とあり、調査の結果、使途不明金の存在が嘉永4年にまで遡ることに加え、不足していた金額は、御用会銀とその他用銀合わせて16貫613匁余と、その利息であることが分かったとされている。

御用会というのは、四辻家が責任者となって運営する三方楽所楽人の演奏技能検査のための演奏の場であり、三方楽所楽人を3組に分け、それぞれの組に年2回の出仕が命じられる形で

年間6回執り行われたものである¹⁶⁾。三方楽所楽人は、これに出仕することで、年末に「御用会銀」とされた報酬を受取っていた¹⁷⁾。しかし、ここでいう「御用会銀」とは、楽所楽人への報酬の御用会銀そのものではないと思われる。というのは、この時代の三方楽所においては、年頭の元旦節会、白馬節会、踏歌節会の三節会と舞御覧への出仕、あるいは、臨時の宮中行事への出仕に際して支払われる御下行米の受取に際しては、「打銀」として、出仕礼の受取に際しては、その都度、出仕礼1石につきこれだけの額と定められた金額を、楽人全員が三方楽所に納めることで組織運用資金を捻出していたことから、それと同様のことが、御用会銀においても行なわれていたのではないかと推測され、ここでいう「御用会銀」は、そのようにして三方楽所にプールされた運用資金であったと考えられるのである。

「打銀」については、節会御下行米の例でみると、たとえば、安政4年の『楽所日記』2月29日条には、「御下行米打銀三方石五匁、一方石式分、三石五斗代銀拾八匁式分」として、「右老分代雲州へ持参之事」とある。これは、年頭の三節会および舞御覧への出仕礼として、3石5斗の御下行米の支給があったのに対し、出仕した個々の楽人はその全額を受取るのではなく、三方楽所に対しては1石につき5匁を、東儀文均の場合は、その所属する天王寺方に対して1石につき2分という金額を納めたという意味であり、その合計が、 $3.5 \times 5 + 3.5 \times 0.2 = 18.2$ 、つまり、18匁2分となると理解できる¹⁸⁾。これらの、いわば三方楽所への上納金に当たるものは、その都度の必要な経費を支払った後の残金を、老分のもとで、おそらく年番が管理運用を行い、三方楽所関係者の冠婚葬祭に関する出費や、楽所運営上の必要経費などを賄う費用としての資金となったほか、それぞれの楽所においても、同様の運営資金が、楽所ごとに独立してプールされていたのであろう。

上記の引用文中において「用銀」とされているものが、そのようにして、三方楽所でプールされた資金、つまりは、節会などの宮中行事関係への出仕により三方楽所楽人が受取った報酬からの上納金を意味するのであろう。おそらく、同様のことが御用会銀の受取に際しても行われていたのではないかと推測され、安政4年9月6日の時点で、三方楽所としてプールされていたはずのこれらの2種類の資金本体及び本来であればこれを運用して得ていたはずの利息が不足しており、その総額が、16貫613匁という高額になっていることが判明し、その責任は、嘉永4年以降の年番担当者に問われることになったというのである。

なお、この御用会銀の不足については、『楽所日記』安政6年6月23日条に、以下のような関連記事がある。

山井予州【景典】入来、先達而より下河原嘆願致居候去ル巳年春故文運役中、近濟、景典三人御用会銀勘定合之儀ニ而銀三貫五百目余不足補手当銀、郷中仕法講銀之内ニ而調達之儀被相願候ニ付、下河原取計申候処、未証文も無之、仮受取而巳ニ候得共、何分相違無之儀、予州より文通之次第も有之候間、昨年以来下河原より予州へ追々嘆願候得共返答無之延日而巳候間、此度、下河原、当役中江願書差出候旨、予州へ申入候ニ付、予州之被申分、何分、文運落手之銀子、当時致方無之候間、下河原納得致候様取斗呉候様被相願候ニ付、何分右之子細承知仕置候旨申答、相州、撰州へも被参候由承候事

これによると、上述の「御用会銀」の不足する金額を補填するために、安政4年の春、東儀文運、辻近済、山井景典の3名が、知行所である楽人領の現地支配責任者である下河原氏を通じて、郷中住民の仕法銀の一部借用を願い出たことが分かる。【表-2】にも示したように、この3名が揃って年番を勤めていた時期は嘉永4年のみであり、この年は、文均たちの調査により安政4年に発覚した「不算」一件の発端とされた年でもある。安政4年の春に、この不足金を隠滅するために、当時の関係者たちが借金を行なったことがここで明らかになった。

しかし、その返済は、2年後の安政6年6月の時点でもなされていなかったうえに、その知行地の仕法講銀から借金した銀子は、実際には、三方楽所の御用銀不足分の補填に用いられることなく、東儀文運が受取って以後、どのように使われたのかは不明のままとなっているとされている。ここで、病没している文運の責任とされていることが事実かどうかはともかくとして、少なくとも、遡って嘉永4年の時点で当時の年番たちが、何らかの理由で「御用会銀」を使い込まざるを得ない状況となり、それを補填するために、安政4年において「銀三貫五百目余」の借金を、三方楽所関係者には内密に行なっていたことが、知行所関係者からの訴えにより明らかとなったのである。

4 一件の始末

さて、再び安政4年に戻って、『楽所日記』巻14によると、安政4年9月18日には、多忠誠宅での会議で、元南都方年番関係者として名前の挙げられた上近済への質問が行なわれ、三方楽所としての不足金額を明確にした状態での勘定帳の作成に取り掛かることが決められる。『楽所日記』同年9月29日条には、辻則賢と東儀文均とで、「子年より辰年迄三方表裏勘定取調」とあり、「表裏」の意味が不明ではあるが、文均退任後の嘉永3年から安政3年までの帳簿の調査を行なったことが記されている。また、10月2日条には、「此度年番一件追々分明相成候ニ付図子東儀より被振舞候事」とあり、状況が明らかになるにつれて、図子東儀、すなわち故文運家から謝意を示されているということは、この件の責任が文運一人に問われるという状況ではないことが解明されつつあると理解してよいのではないだろうか。が、『楽所日記』は、あくまで東儀文均の個人的記録でありこの一件の公的な記録をとどめたものでないために、以後の同書の記事では、この一件について、その全容を明らかにするような記録は見出すことができない。

とはいえ、以下に、『楽所日記』に残された安政4年の以後の関連記事を一覧としてみることで、事件の処理のされ方を知る手がかりを多少なりとも得たいと思う。

この【表-3】中、二重下線および波線を付した記事に注目していきたい。まず、10月23日条の二重下線部であるが、ここでは、近俊より、代理人の光張を通じて、不算となっている銀高を減少すべく取り計らってほしいとの申し出であったとされ、これは、その前々日、21日の話し合いの内容に関係するものと思われる。10月21日には、【表-2】で下線を付した人物、つまり、故人となった文運以外の年番担当者及び現在の年番¹⁹⁾が会合しており、この問題の解決に向けてのなんらかの話し合いが合ったことが推測される。おそらく、その場で、不足金額を、文均を除く関係者で負担して埋め合わせするという方針が定まったのではないだろうか。

【表-3】『樂所日記』卷14、安政4年10月以降の「不算一件」関連記事

10.4	三方勘定、老分より催促、返答致方無之候ニ付、此度加勢中より方々老分へ猶予之儀演舌被申入候条治定
10.10	〔前略〕相州【辻則賢・南都方年番】、備州【多忠誠・京都方年番】入来、不算一件付備州、今朝、豫州【元京都方年番・山井景典】へ被行向候、談方承り、尚又明朝豫州へ、備州、被行向候様談置候事
10.21	三方不算一件付、相州、備州、申談、其後、山井豫州江参処他行付、信州【前南都方年番・上近濟】へ参面談、夕方、信州、豫州、備州、対州【窪光張＝近俊代理か】、入来付、相州相招申談、趣意之旨聞取、予、取捨之儀粗承知付、明日迄勘考之上否可承旨申談、深更退散
10.23	昼後、近俊【元南都方年番】代光張入来、一昨夜申談之条以書付入来趣意違候ニ付再相談之儀申入候処再入来、何分不算銀高付減少取斗書取ヲ以被頼候事、右ニ付夕方より則賢亭会合、好文、季誕、廣就、忠愛、予、忠誠、出席 右頼之旨及披露、①於三方不算銀高卅貫五百目余之處、拾三貫匁補利積相減、殘銀拾七貫五百匁積立之儀可申達旨治定、並書付致下書認畢
10.24	昼後、昨夜相認候下書、山井豫州へ持参 ②夜則賢亭、備州、予、拾三貫匁三方損亡銀高之積ニ而勘定帳取調之事
10.27	夕方より私宅寄合、好文、季誕、忠以、廣就、忠愛出席、不算一条、過日書付被差出候上凝之旨相聞、且証書類不審之儀及披露候事
10.28	三方辰年勘定帳書改
11.7	三方不算一件本紙認、③甲州【窪近俊】へ向調印之儀並順達、銀壹貫匁十日中ニ出銀之儀申入候事
11.8	夜寄合、私宅、忠以、廣就、忠愛出席 ④今度不算断書調印並出銀之儀催促申入候得共、何等之沙汰無之打捨ニ付致相談之事
11.11	相州【辻則賢・南都方年番】より書付返済、各調印不承知之旨銘々より手紙相添出銀之沙汰無之候事
11.12	夕方寄合、好文、季誕、廣就、忠愛、出席 不算内輪之相談難出来候哉、頓返答無之候間相談之事
11.18	老分衆より来廿五日迄勘定帳認差出候旨、年番中江以書付申来候事
11.23	辰年勘定帳之一件付、晩早々私宅寄合、季誕、廣就、出席 明日評席懸衆より勘定帳被差出候而、去秋以来次第致演舌度候ニ付、老分評席会合之儀申出候旨治定畢
11.30	昼後、好古亭会合、好古、廣範、季誕、忠惟、忠以、忠愛、予、出席 辰年勘定帳段々及延引候子細、予、演舌、何分不容易儀故、老分勘考之上、評席中へ被及相談との儀、⑤備州、相州、当役中無念之筋ニ相當候故、役儀所勞引ニ可被致旨、私より通達可申入旨治定
12.1	昨日寄合治定之旨、相州、備州へ申入承知之事
12.14	一方支配帳、差引帳等、加番河州【東儀文靜】相控調候事
12.15	南京年番支配之事、一方老分へ尋合之事

12.16	石州入来、昨日及尋問候両国支配之儀、南京返答相違有之候事
12.17	今度、⑥相州、備州、三方用銀之内、此度壹貫目卜利足百拾式匁宛返済、三方へ落手之事 南都方年番補奥豊州【好文】被補候得共、京都方補之人体未定付明後十九日三番納之節、補出席如何相成候哉、多阿州【忠以】、肥州【忠愛】へ以手紙及尋合候事
12.19	今日、寄合、私宅、多阿州取扱付、從今日、当役儀出仕之事 午後、季誕、忠以、廣就、忠愛出席、⑦此度借り入志賀取次之口銀拾貫目、津之喜取次之口銀拾貫目、証札相認候事、三方収納支配致引分候事
12.25	椿井村上方庄屋仙蔵、安明寺村庄屋忠左衛門代、中之宮村庄屋庄五郎代、上京寄合、則賢亭、予、忠誠、朝飯後出席 皆済銀卅九貫目余勘定目録等落手之事 祝儀壹貫文、皆済手形十ヶ村並下河原返書仕法銀受取等認、年賦上納通並差引等落手之旨遣、郷中役人暇遣、利払元銀返済等勘定 三方高割石式匁ツ、分配候而も、⑧昨辰年勘定借財惣高より壹貫目余相減勘定相成候事、諸役料等引分 夕景より雲州、阿州出席、右勘定合申談、石式匁宛高割治定 右者⑨昨辰年打銀之子細三方不都合之勘定向有之故之事、去益後不算用中ナカラ郷中皆済付、且三方銀子程能融通付惣而無滞相済、高割も出来、各大慶
12.27	昨夜相州亭、予、備州、会合、金銀仕分、三方高割石式匁ツ、一方割渡現石八匁宛、稽古料割戻、諸役料相渡候事、在天へ銀子差下ス事、⑩播州【東儀俊鷹】、銀談相調今朝帰坂之事

(【 】内と下線および丸付き数字は、南谷が補うもの)

そして、その具体的な方策が、10月23日の波線部①であろう。すなわち、不足金額は、最終的に30貫500匁余りとなり、このうち13貫目については、「利積」を減らしてこれを補填するとされ、これは、おそらく三方楽所の内部でプールされていた金銭で埋め合わせるということであろう。そして、残りの17貫500匁については、関係者からの返済金を積み立てることでこれを補填するようになったようである。

したがって、10月24日の波線部②のように、13貫目については「損金」扱いとしてこれを帳簿上で処理し、残額については関係者がそれぞれに責任をもって不足金額の埋め合わせをすることとなったと理解でき、その実際が、12月17日の波線部⑥にある「返済」の記事であろう。ただし、この個人負担分については、波線部③および④が示すように、関係者に不満なく受け入れられたというわけではなかったことが明らかである上に、『楽所日記』において「返済」と明記される三方楽所への入金はこの安政4年12月17日条の2名に関する記事のみである²⁰⁾。したがって、以後の返済状況については、不明な点が多い。

加えて、11月30日の波線部⑤にあるように、安政4年の時点で、それ以前から年番を勤めていた南都方の辻則賢、京都方の多忠誠については、引責ということで、表向きは病気を理由に、年番を辞任することが求められたようである。しかし、12月25日の知行所よりの皆済の手続きの場は、辻則賢宅に設定され、ここには、多忠誠も出席しているように、結局は、以後も、年

番がその業務を行うこととされたようであり²¹⁾、結果的に、南都方年番則賢も、京都方年番忠誠も、任期満了まで年番の職務に留まることになったらしいが、その経緯についても『楽所日記』には記されていない。ただし、翌安政5年の『楽所日記』巻15の1月28日条に、「昨年以來之三方始末付、三方会合毎、評席中より一人被立合候様申談」とあるように、以後、年番の会合の席には、オブザーバーとして、年番経験者である「評席」のメンバーが1名立ち会うことになり²²⁾、これにより、以後、会計上の不正行為が行なわれにくいようにされた。

このような状況のもとで、『楽所日記』巻15の安政5年2月8日条には、「午後、辻相州【則賢】亭会合、予、忠誠、出席、三方勘定帳、知行所勘定目録等読合調印之事」とあり、前年の決算が無事完了したことがわかる。結果的には、『楽所日記』巻14の安政4年12月25日の記事にあるように、三方楽所内部での処理および関係者の負担による損失補填によって、この「不算一件」により発生した三方楽所の経済的危機は、当面は回避されたことが分かり、また、安政4年の決算も、翌年2月の時点では、なんとか収拾が付いたことが記されている²³⁾。とはいえ、それは、波線部⑨にあるように、この年の年貢が無事に皆済、すなわち、全額収まったこと、および、「三方銀子程融通」とあるように、波線部⑦に示される当面の資金として借り入れが無事なされた結果であった。もちろん、波線部⑦の借り入れは、今回の用途不明金の埋め合わせを担当する楽人たちが順当に差し出すべき金額を納めることによって返済可能となるものであろうが、それについては、全く不安がなかったわけではないだろう。

この点については後述するが、その将来への不安は、12月27日の波線部⑩、すなわち、おそらくこの年の収納銀を担保に借金を行なったのであろう在天楽人の東儀俊鷹の行動からも推測できる。つまり、当時の三方楽所楽人が、必ずしも恵まれた経済状況にあったわけではないことがここに示されているのである。そして、なによりも、波線部⑧が示すように、すでに三方楽所そのものが、借金によりその運営が成り立っていた組織であった²⁴⁾。

5 不算一件のその後

以下では、この「不算」一件がその後どのような影響を三方楽所の財政に与えたのかについて述べたいと思う。残念ながら、この事件のその後については、『楽所日記』には、ほとんど触れられていない。すでに述べた安政6年6月23日条の、「御用会銀勘定合之儀ニ而銀三貫五百目余不足補手当銀、郷中仕法講銀之内ニ而調達之儀被相願候」とする安政4年春の知行所講銀からの借入金の所在不明については文運の責任であるとする山井景典の主張に関しては、翌24日条に、「差当り下河原迷惑之至被察候得共無念之筋も有之候間、是迄之利足打捨、当時銀壱貫五百目相渡」として、この時点までの利息は考慮しないが、以後については利息もつけて、「仕法講満之節、残式百貫目差下可遣様取斗可」申し付けたとあり、三方楽所の負担にて、とりあえず1貫500匁を返済し、残金も三方楽所が返済するとしている。つまり、個人責任の借金ではあるが、知行所相手のことでもあるため、やむを得ず三方楽所がこれを肩代わりしたのである。しかし、その後、この件についての関係者の責任追及が行なわれたのかどうかは、『楽所日記』の記事では不明である。

一方で、東儀文運の息子文礼は、亡くなった父親に代わって三方楽所への返済を続けていた

らしく、『楽所日記』万延元（1860）年10月26日条には、次の記事がある。

三方勘定帳之儀、近年不算用有之候、就右旧冬文札並同人実母兩人ヨリ年番中へ嘆願書被差出、則老分にも及回覧勘考候処、不算之節より年限茂相立、元来右勘定之儀ハ其時之年番三人相談可有之処、遮而故文運取扱之趣ニ相聞へ候、然ル処、其人卒去之事ニ付今以難取調、尤右等之一条不容易儀ニ候間、逐一及び詮索控書之通可取扱筈之処、左候而も故障之儀も難斗、且故文運男文札並兩人よりの嘆願之趣意も有之、旁以格別加勘弁於此度為非例如左取斗治定候、尤向後不分明儀通之候得者掟書之通、嚴重ニ取斗可及候条、一同可被得其意候事

一、従当年、文札、合力米之間式斗五升ツ、三方へ可請取候事

一、同人、向後料相当り候節、其年より銀百目ツ、拾ヶ年之間都合壹貫目、是又同様三方江可請取候事

ここでも、「不算」一件の責任が、「元来右勘定之儀ハ其時之年番三人相談可有之処、遮而故文運取扱之趣ニ相聞へ候」として、年番3名の連帯責任であったと推測されるにもかかわらず、すべて文運にあるかのようにされていると、文均は記しているが、その文運が死亡しているが故に事実関係は明らかに出来ないと言われ、文運に代わって、その子息である文札が返済を続けていたらしいことがわかる。ここでは、その返済のあり方について、このたび便宜を図るようになったということが記されているが、本人およびその母親からの嘆願については、記載がないために、その内容は不明である。

この記事によれば、当時、文札は、家領米の配当もなく、「合力米」、つまり、三方楽所もしくは天王寺方で独自に行なわれた家領米配当のない楽家に対する救済米の支給を受けていたことがわかる²⁵⁾。したがって、極めて所得の少ない状況であったために、当初要求された返済方法ではあまりに負担が大きかったのであろうか、その嘆願を受けて、三方楽所としては、文札が、現在受取っている合力米から可能な範囲での返済を、そして、「向後料相当り候節」というのは、「三方及第で昇進後、芸料米の配当を受ける順番が回ってきた後は」という意味と推測され、それ以後は、芸料米から「銀百目」、つまり毎年100匁ずつ10年間にわたって返済することで1貫目を三方楽所に返済することとしたのである²⁶⁾。このことを、この事件に関係した楽人たちの経済状況を示す一例として考えると、この「不算」一件による使途不明金の補填は、必ずしも、当初の計画通りに進んでいなかった可能性が推測できるだろう。

さらに、安政4年の時点では借金によって当座の危機を乗り切った三方楽所であるが、『楽所日記』には、以後も三方楽所としての借金に関する記事が散見される。安政5年7月4日条には、「朝飯後、忠誠亭会合、盆勘定引分等也」とあって、「式貫八百目、津喜より借入証文認調印、南都方壹貫目、一方【天王寺方】六百八拾目、借分」とするのは、盆払いの時期の支払いに必要となる金額を借り入れたことを示すものであろう。また、同年8月18日条には、將軍家定の死去に伴う関東納経使に同行する三方楽所よりの納経総代として下向する楽人の必要経費を、「津国屋にて用脚銀式貫八百目借出」、つまり借金により遣り繰りしたことが記されており、このような臨時の出費については、借入金によってそれを賄うような状況、つまり、三方楽所としての財政的ゆとりがないという状況であったことが推測される。

しかし、これらの借金は、年末に知行所よりの年貢銀が納められた時点で返済が可能であったらしく、同年12月25日条には、「廣就、則賢、忠誠、順番当家、私宅、諸役料、利払、当座借入返済、極月払等之上、旧借向へ拾五貫目余元入相済候二付、石三匁宛之高割申渡取斗也」とあるので、オブザーバーの廣就の出席のもと、年番3名で会計処理を行なった結果、「当座」の借金は返済し、年末払いの支払いも済ませ、加えてそれまでの借金のうち15貫目ほどの元金返済を行なった上での残金を余剰金として、三方楽所楽人それぞれへ分配することが可能であったと記されている²⁷⁾。

このように、安政年間の三方楽所は、従前よりの幕府からの「拝借銀」²⁸⁾に加えて、民間からの借入金も必要となる状況にあった。そのような中、三方楽所は、村雲御所の御講に参加することで、必要な金子の調達も多くを行っていたようである。『楽所日記』巻15の安政5年6月28日条には、「三方借財之内、村雲御所出銀拾貫目之内八貫目此度返済、右者御講之銀子故、今般満会割渡銀御用御座候故」とあり、村雲御所からの借金について、講の満会の返金が必要であるとして求められ、借金10貫目のうち8貫目を返済したことが記されている。しかし、その返済にあたっては、同日条に、「銀五貫目攝州【多忠壽】取次、同五貫目毛利出銀」、かつ「右残式貫目者盆払用銀残置候事、右証書調印」とあり、ここでは新たな借金により村雲御所へ返済すべき金額10貫目を調達した上に、そのうち2貫目は当座の支払い費用に手元に残したとあるので、結果的に12貫目の借金が増えているということになっている。これらについても、この年末に返済できたのかどうかについては、『楽所日記』には明細が記載されていないために不明であるが、この時期の三方楽所の財務状況は、返済のために新たな借金を背負うというかなり苦しい状況であったことが分かる。

また、同年11月4日条には、「村雲御所より銀三貫目借用証札調印、銀子、相州へ相渡ス事」とあり、再び、同御所よりの借金に関する記述があるが、これに関連しては、遡って、同年8月8日条に、「過日より村雲御所、比度新講御取組相成候二付、兼而三方銀子借用之都合、尚亦講銀三方へ御預被成度思召も有之候付、三方より御講加入之儀、廣就文均御頼入付、評席中相談之上老分へ申入候処承知付、五枚加入儀過日及返答置候」とあり、三方楽所もこの講に関わっていたこと、その講銀を三方楽所が預かる形で借用していたということが記されている。

ただし、安政5年以後の『楽所日記』において、三方楽所としての借金の記事がそれ以前の記録より増えているとしても、それは、安政4年以降、文均が年番としての業務に再び関わった結果であるのかも知れず、この記載状況からだけでは、「不算」一件による借金の存在が当時の三方楽所の財務状況にどれほどの影響を与えていたのかは不明である。しかし、文均の以前の年番担当時期には、このような借金の記事が『楽所日記』に記されていないことからしても、嘉永3年の文均の年番離任以降、三方楽所の財務状況が、以前よりも悪化していたという推測は成り立つのではないだろうか。

6 おわりに

このように、安政年間の三方楽所は、借金を繰り返すことで当座の支払いを乗り切るという綱渡り状態で運営されていた。たとえば、『楽所日記』巻12の安政2年10月27日条には、「錢屋

定七入来、銀子借用之儀相談相調候事」とあり、同年12月28日条には、「郷中講銀壺貫目、毛利ニ而銀三百匁、文運丈取かへ銀八百匁、右銀子ニ而借財渡方相済、枘忠、錢定、多撰州方へ利足銀差出」²⁹⁾とあるので、先の錢屋定七、つまり、錢定からの借入は、三方楽所の運営資金であるよりも、知行所支配に関わる借金であったことが推測され、これについては、すでに述べたように³⁰⁾、嘉永年間の三方楽所の借入が、知行所支配にかかる費用のために行なわれた状況を引き継ぐものであったといえよう。ところが、安政4年以降の借入は、三方楽所の組織そのものの運営資金を捻出するための借金であるという点で、三方楽所のそれまでの借金のあり方とは、大きな違いが生じているように思われる。

また、先の安政2年12月28日条の引用記事の中に、「多撰州方へ利足銀差出」という記述があったが、このことは、多撰州こと多忠壽が、個人的に三方楽所に資金を提供し、その利息を受取ったということを意味するものであろう。この三方楽所楽人による三方楽所への資金提供に関しては、『楽所日記』の安政7年の巻にも、以下の「出銀」の記録がある。

【表-4】安政7年の「出銀」の記録

年月日	資金提供者名	内容
安政7.1.18	彰清 = 東儀彰清、故文運次男文質を養子とする	此度銀貳貫目出銀被致度旨ニ付面談之上金子手形ニ而受取、予仮請取
1.29	濃州 = 彰清のこと	三方へ出銀貳貫目証文調印 (1.18の出銀についての証文)
6.27	因州 = 安倍季資	出銀五貫目

東儀彰清と安倍季資は、いずれも養子としてそれぞれの家を継いだ楽人であり、実は林廣胖の4男と次男という実の兄弟であった。このうち、東儀彰清は、「不算」一件の当事者である故文運の次男を養子としているために、ここでの「出銀」が、文運が発生させた用途不明金の補填にあたるものではないのか、という推測も成立しうる。しかし、ここで「出銀」とされるものが、故文運の責任とされた損失を補填するものであれば、前掲の【表-3】の波線部⑥記されるように、「返済」とする用語が用いられたのではないかと推測できる。したがって、ここでの「出銀」とは、彰清と季資の2名が、それぞれ2貫目と5貫目という金額を三方楽所に対して出資したものと解釈したい。つまり、当時の三方楽所楽人の中には、先にふれた多忠壽のほかにも、このような金銭的にゆとりのある楽人が存在したといえるのである。

反面、同時期の三方楽所楽人の中には、かなり困窮していた者がいた様子もうかがわれる。東儀文均は天王寺方の楽人であるために、関連する記事は天王寺方の楽人のものが多く、それゆえに、三方楽所の中で天王寺方楽人のみが困窮していたかのような印象を受けるが、おそらく実際にはそのようなことはなく、それぞれの楽所の楽人が同様の問題を抱えていたと推測される³¹⁾。『楽所日記』巻14の安政4年4月15日条には、「菌土州【広篤】勝手向甚不如意付安見氏家明渡、無扱次第付不得止私宅同居治定」とあり、菌広篤が、困窮を理由にそれまでの借家を出て文均宅に下宿したことが記され、その後、広篤は、文均と雅楽の稽古を通じて親しく交

流していた裏辻家に寄宿することとなったことが記されるが、同年9月2日条には、同じく裏辻家に文均が出向き、「廣篤借財方之儀ニ付頼置候儀、御相談罷出候事」とある。これらの記事は、当時、蘭広篤が、日常生活にも不自由するような経済状況であったことを示すものである。そして、その原因は、『楽所日記』巻16の安政6年の記事により明らかになる。すなわち、安政6年1月11日条に、「蘭土州【広篤】事、廣静一件付差控御用代勤四辻殿より被申付有之候処、今日被差免候事」とあり、広篤が、同苗の蘭広静が関係した事件により、どの時点からかは不明であるが、一定の期間、楽人としての出仕を差し止められていたことが分かるのである。この一件というのは、『楽所日記』同年2月12日条によれば、「此度、廣静不審之行跡及露見候得共格別之御憐憫ヲ以養子相続、廣静辞官返上位記可相願旨、過日、四辻殿より被仰付有之候付、廣名丈、廣邑丈、上京、日々入来付用談、廣邑丈五男此度養子相続被願出候事、各下坂、願主本家也」とあることから、広静が辞任にいたるような問題行動、おそらく博打に関係していたのではないかと思われることをさすものであろう。このことから、おそらく博打により発生した広静の借金のために、在京楽人の蘭広篤が金策に苦勞し、結果として生活苦に追われていたのではないかと推測されるのである。

そして、このような状況にあったのは蘭広篤のみではなかった。特に、在天楽人については、【表-3】においてすでに触れた安政4年12月27日条の「播州、銀談相調今朝帰坂之事」をはじめ、『楽所日記』には、安政5年9月以降、彼らの借金に関する記事が継続して記されている。

【表-5】『楽所日記』巻15に見る在天楽人の金策の様子

年月日	内容
安政5.9.2	林肥州【林廣治】上京入来、銀談被相願候事
9.3	林肥州、収納引当、銀四百目用達、津喜出銀
9.14	昼後、蘭和州【蘭広名】上京入来
9.17	蘭和州被相頼候来十月御救米引当金貳兩取替候事
10.10	播州【東儀俊鷹】、早朝上京入来、土産持参、八月用達候金貳兩元利返済被致候事、更銀三百目用達候事、(中略)播州、止宿之事
10.11	昼後、播州発足
10.29	俊慰丈【俊鷹弟】帰坂、岡壺州【昌好】、用談入来
12.15	天王寺江其々銀談致返答候事

このように、安政5年9月から年末にかけて、在天楽人が入れ替わり立ち代り、文均の元を金策のために訪れているという異常な事態が『楽所日記』に記されているのである。そして、この状況についても、『楽所日記』巻15の安政5年10月10日条に「岡備州【昌長】、過日御用会不都合不参被致方付、平日不正之身持等付従四辻殿より禁足被申付旨達之事」とあるほか、翌安政6年1月2日条には、「岡昌福丈より差置手紙至来、難捨置用向故、以手紙別紙封中、雲州へ申入候処、夜、雲州入来用談之事」とあり、その内容については、この年2月の聖霊会に下向した折の2月23日条に、「午後、於会所、廣就丈、季熙丈、予立合、昌福丈進退心得方之儀従四辻殿依内命尋之、尤、芸州【昌福実父昌億】存心も相尋、以書取返答之事」とあること

から、在天の岡家においても、四辻家からの処分対象となるような不祥事、これもおそらく賭博ではないかと思われるが、そのような事件が発生しており、その結果としての在天楽家の金策であった可能性が推測できる³²⁾。

もっとも、『楽所日記』巻11の嘉永7年3月2日条にも、「俊壽丈上京、今度親子、舞御覧御下行米四石、収納ニ而弍石、都合六石ヲ以鷹司殿御銀弍貫目拝借ニ付予連印之儀被頼付承知連印ス」とあり、嘉永年間末から在天楽人の生活が楽ではなくなりつつあった様子が窺われ、その背景には、この時期の物価上昇などの影響も考えられるが、【表-5】に示したような状況の背景には、「禁足」や「辞官」につながるような問題行動が関係しており、それまでとは異なった理由が、それ以前の状況に重なったことによる異常事態であったのではないだろう。

そして、この事件による金銭的問題は、その後しばらくは在天楽人の生活に影響を及ぼしたらしく、『楽所日記』巻17の安政7年3月2日条には、「播州【東儀俊鷹】方無抛金子入用之次第有之」とあり、文均は、前日交代したばかりの天王寺方年番東儀文静に交渉して、「金子三両取斗之」としている。そして、4月18日条には、「外ニ年番取次借進金、三両ト弍朱利足被差登」とあり、東儀俊鷹からは利息をつけての返済がなされたことが記されている。その後、同年5月にも、同人の借金関係の記事が続くが、この時期を境にして落ち着いたものか、それまでのような異常な事態を示す記事は、以後の『楽所日記』には記されていない。

このように、『楽所日記』の記事からは、江戸時代安政期の三方楽所が、比較的経済的にゆとりのある楽人は、三方楽所に資金提供を行なってその利息を受取っていたが、反面、苦しい状態の楽人は、楽所より借金をし、利息をつけてこれを返済するような状況になっていたことが分かる。つまり、安政期の三方楽所は、三方楽所内の楽家ごとの経済状況に格差が生じ、東儀文均家のように安定した経済状況にあった楽家³³⁾に加え、余剰金による「出銀」が可能となるような楽家が存在した反面、何らかの理由で借金を背負ってしまった楽家との間で、同じ三方楽所の楽家といえども、それぞれがおかれた経済的状況に大きな違いが生じていたのである。このことが、本稿で取り上げた三方楽所の経理上の「不算」が発生する状況の原因であったのかについては、これを明らかにする資料に不足しているために、その関連性について論じることが出来なかった。

しかし、こうした三方楽所楽人の中での経済格差の存在に加えて、組織としての三方楽所そのものも、この「不算」の一件により、かなり厳しい財政状況になったことが推測できた。このようにして生じた三方楽所そのものの財政基盤の脆弱化が、この後、三方楽所から提出される書面にしばしば記載されることになる三方楽所楽人の「生活の困窮」ぶり³⁴⁾に何らかの影響を与えたことは否定できないであろう。

注

- 1) 南谷美保「三方楽所楽人による地行所支配について－弘化・嘉永年間を中心とした考察－」（『四天王寺大学紀要』第48号（2009年9月、pp.171-199）
- 2) 注1 前掲論文でも触れたが、この文均の『楽所日記』のほか、芝家の日記などにも、「芸料未取」と

する記事があり、三方及第において、上芸に昇進しても中芸料のまま、また、中芸に昇進しても中芸料を受取れない楽人がいた。なお、三方及第の実施の詳細については、南谷美保「江戸時代の三方楽所楽人と三方及第－『楽所日記』に基づく考察－」（『四天王寺国際仏教大学紀要』37号、1997年、pp.218-239）において論じている。

- 3) 注1 前掲論文
- 4) 注1 前掲論文
- 5) 年番の交代月は、天王寺方が3月、南都方と京都方は2月であつたらしい。また、交代年度も、それぞれの楽所で順番に交代するように調整されていたが、この時期の天王寺方の年番就任者が不足するという状況、そして、年番の病没という事情により、この後、東儀文均の交代が、南都方の交代年度と重なるという異例の事態が発生することになる。
- 6) 天正年間に、京都方楽人の不足を補うために、四天王寺の楽人が京都に召された。ここに、左方を担当する南都方、右方を担当する京都方と天王寺方の三方の楽所により構成される三方楽所が成立する。その結果、南都方および天王寺方の中には、京都に常住するものと、それぞれの本地地に留まるものとに分かれることとなる。南都に留まった楽人を「在南楽人」、天王寺に留まった楽人を「在天楽人」と称した。
- 7) 後に触れるように、菌土佐守広篤は、当時きわめて困窮した生活を送っていた。
- 8) 『楽所日記』安政5年2月30日条に、「年番役之儀両国差支無之旨付、当年補役之儀相請申候事」とある。
- 9) 『楽所日記』の記録によれば、安政6（1859）年の三方及第で、東儀文静が中芸に昇進しているが、そのことが確定した10月19日の翌20日付で、文均は、「予、所勞付補年番辞退之儀、以書取老文へ申出置候事」として、その翌年3月1日付で、文静が年番に就任する。文静は、中芸昇進以前に、すでに加番として文均の年番としての業務を補佐する立場にあった。そして、彼が中芸に昇進すると同時に、文均が年番の交代を申し出ていることから、文静が年番に就任する必要条件は中芸昇進であったと推測できる。したがって、ここでいう「昇進」とは、中芸昇進を意味するものと考えられる。
- 10) 文均は、文久2年閏8月より、天王寺方老分に就任することになる。したがって、注9に引用した年番交代を申し出た理由の「所勞」、すなわち健康問題というのが、あくまで理由のための理由であったことが分かる。
- 11) 注1 前掲論文においても触れたように、現役の年番のみによる会合に加え、年番のみでは判断が困難となるような重要な決定に際しては、年番経験者である古役を加えた会議がもたれていた。文均は、年番のみの会議を「会合」、古役も加えた会議を「評席」と記載して、この二つを区別している。
- 12) 文運との関係については後述する。
- 13) 以下、いずれも不足金額は銀立てである。ここでの基本単位、一貫目、すなわち千匁が、現在の金額でどれほどになるのかについての換算は簡単ではなく、あくまで参考としてではあるが、以下のように考えたい。米1石は150キロに相当するので、それは、現在の米価でいうと60,000円ほどになろう。安政年間の知行所からの年貢の1石あたりの値段は、当時の社会状況もあり年により大きく変動しているが、安定した値段をとると、1石あたりが85匁から96匁となり、平均すると1匁は、現在の670円ほどになると考えられる。したがって、千匁、つまり、一貫匁は、670,000円相当になる。となると、20貫目は、13,400,000円となる。しかし、一貫目は、1,000,000円に相当するという説もあり、三方楽所の抱えた使途不明金が、現在の価値に換算してどれほどの金額になるのかは示し難い。しかし、楽人たちにとって少ない金額ではなかったことは確かである。
- 14) つまり、多忠以（忠福とも）の2名の弟のうち、上の弟は山井景典として山井家に養子に入り、下の弟が東儀家に養子に入った東儀文運となる。さらに、忠以兄弟3名の実父、多忠同は、東儀家本家から多家に養子に入った楽人である。このように、多忠以家と東儀家とは、血縁上も深い関係にあった。

- 15) すでに述べたように、東儀文運は、多家から東儀家に養子に入ったもので、その実兄が多忠以であるが、山井伊予守景典も、忠以の次弟で、文運の次兄である。すなわち、文運、景典という実の兄弟が、天王寺方年番と京都方年番に同時に就任していたことになる。このような状況も、以下で述べる不正経理が発生した背景にあるのかもしれないし、多忠以が、損失補填について即刻同意した理由でもあろう。
- 16) ちなみに、『楽所日記』および南都方の芝葛房の日記の双方において確認できる資料によれば、嘉永5(1852)年の御用会は、合計79名の三方楽所楽人が、一番組27名、二番組25名、三番組27名が、それぞれ、3月と8月、4月と9月、5月と10月の御用会に出仕するべく組分けされた。79名の内訳は、南都方24名、京都方24名、天王寺方31名であり、年齢、上芸・中芸のランクや、楽所内の地位に関係なく、三方楽所に所属した楽家の15歳以上の楽人は、全員の出仕が義務付けられたようである。なお、御用会での演奏に際しては、四辻家関係者も箏の演奏で参加している。
- 17) 例をあげれば、同じく嘉永5年の『楽所日記』12月22日条に、「寺領差引残八拾貳匁三分一厘四毛、老分より達付受取参、御用会御銀分配銀拾匁落手」とある。
- 18) ここで、差し出した相手が「老分代」となっているのは、当時、天王寺方老分林石見守廣範が年頭総代挨拶のため、三方楽所を代表して江戸に下向していたため、東儀出雲守季誦が老分代を勤めていたからである。年頭の三節会および舞御覧への出仕礼は、そのすべてに出仕して「三石五斗」と定まっております。これは、二条の蔵相場で換金されたため手取り額が変動した結果、上納金額も年により変動していた。たとえば、嘉永5年では、「三方一方打銀拾八匁貳分五毛、老分石州へ差出」とある。また、嘉永5年には、御懺法講も行なわれたが、その御下行米として、8月3日、二条御蔵で1石5斗が支払われた。御蔵相場は、石あたり80匁であったが、8月5日に、文均は「御下行米打銀」として、6匁7分2厘5毛を、老分に差し出している。
- 19) ただし、窪近俊は代理として窪光張を出席させていると思われる。
- 20) この一件については、過去の年番職も加わっての調査が行なわれたとあるので、文均の担当がこの2名であり、それ以外の関係者については、他の楽人が集金を担当したものかもしれないが、その実態については『楽所日記』で見える限りでは不明である。
- 21) 翌年、安政5年の『楽所日記』1月13日条にも、「昼後順番二付三方年番初会合私宅、則賢、忠誠、且昨年来次第付古役より忠以出席、尤、奥豊州へ申入候処、順席雲州へ集興之處、差支付阿州出席、三方帳面新調之」とあり、やはり、古役の監視のもとで、辞任すべしとされた状態のままで辻則賢および多忠誠が年番の業務を行っていたことが記される。このような状況の中で、1月18日には、冒頭で述べたように、文均が天王寺方年番業務の補役の退任を願い出るのである。既に述べたようにこれは認められず、また、南都方、京都方も、現任者がそのまま業務を継続する。
- 22) ただし、オブザーバー役には「出席料之儀者、弁当料之外銀壹枚二而六ヶ月持切」とする謝礼が支払われた。その財源については、同日上に、「右者銀拾枚之内銀貳枚引、残八枚是迄通」とあるので、年番の会合経費として認められていた「銀拾枚」の中から支出されたものと推測される。
- 23) 安政5年2月8日条に「朝飯後、辻相州亭会合、予、忠誠、出席、三方勘定帳、知行所勘定目録等読合調印之事」とあり、決算が終了したことがわかる。これを受けて、すでに述べたように、文均は、2月14日付で、年番交代を天王寺方老分に申し出るのである。
- 24) 注1前掲論文においても触れたように、三方楽所は、寛保3年以降、継続的に幕府より「拝借銀」を借り出しており、安政4年の時点でも、嘉永2年に拝借した銀25貫匁を10ヶ年賦で返済中であった。これは、順調に10ヶ年で返済でき、新たに「拝借銀」を借り出すことになる。このほか、以下で触れるように、民間からの借金も相当にあったように思われる。
- 25) 家領米の配当は、三方楽所のそれぞれの楽所で17家、合計51家と定員が定まっております。17家以上の楽

家が存在する楽所においては、家領米の配当がない楽家が存在することになった。三方楽所楽人のうち、家領米、芸料米を配当されない楽人は、稽古料を配当された。しかし、実際には、この稽古料すら配当されない楽人もおり、こうした楽人に対しては、それぞれの楽所から「合力米」が配分されたようである。とはいえ、稽古米ですら、2石あるいは3石であり、合力米はそれ以下であるので1石あるいは2石程度のものであり、受給者も、三方楽所に所属するもののいまだ若年の楽人で、保護者である家長が家領米を配当されている場合が多かった。しかし、『楽所日記』弘化4年12月25日条には、「外ニ拾七人之外、家領米無之家元衆、拾人之輩」とする記事があり、天王寺方の場合、独立した楽家であっても、家長が家領米の配当を受けていない楽家が、この時点で10家存在したことがわかる。しかしながらこの記事の続きには、「相場ヲ以壺石宛助成之事」とあり、家領米配当のある楽家に同じく、天王寺方としては、独立した楽家には、それなりの財政補助を行っていたことも分かる。とはいえ、文礼の場合も、家領米の配当がなく、芸料米もいまだ受取っていない状況であったことから、三方楽所楽人として受取る配当は、この合力米と節会などに出席した場合の御下行、それと、四天王寺から配当される寺領などであるから、その収入はきわめて少ないものであったと思われる。

- 26) ところで、ここでは、家領米の配当に関する記述がない。文運の不祥事によって、この家筋には、将来的にも、家領米の配当を受ける権利を失ったのであろうか。
- 27) 知行所からの年貢の分配方法については、注1前掲論文にて論じている。
- 28) 「拝借銀」についても、注1前掲論文にて触れている。
- 29) ここで、本稿で扱った不算一件の発生に深く関わっていた文運が800匁もの銀を立て替えて支払っていることに注目したい。また、利息を受取った人物の中に、三方楽所楽人の多攝州、つまり多忠壽の名前が記されていることにも注目したい。忠壽は、村雲御所への借金返済の際にも、5貫目という銀子の取次ぎを行なうなど、経済的にゆとりのある状況にあったと推測される。この点については、後述する。
- 30) 注1前掲論文において論じているが、嘉永年間までの三方楽所の借入金は、主に知行所支配にかかる費用を捻出するためのものであったのではないかと推測される。
- 31) 実際、『楽所日記』安政4年4月22日条には、「窪甲州【近俊】伝来雲竜ト申笙壺管、白菊と申笙壺管、何連も古管、右式管ヲ以金百兩融通被致度旨段々被相願候ニ付」とあり、文均は雅楽の指導を通じて関係があった美濃高須の吉田家にこの件を依頼し、引き受けられたことが記される。
- 32) こうした状況を背景に、在天楽家は知行所からの年貢を銀納ではなく、米納で行なうようにと要望している。結果的に、知行所百姓もそれぞれに借金を抱え生活が楽ではないという事情を勘案して銀納のままとなった。在天楽人の東儀俊壽は、「当年之儀者差掛候事故銀納承知候得共、明年より如古格米納可仕旨申渡候様」（安政4年9月20日条）と、米納への変更を強く求めていた。当時の米価の不安定さにより、銀納では何かと不都合があり、米納のほうが、楽人にとっては有利であったのであろう。
- 33) 『楽所日記』の安政年間の記事では、例えば、安政7年2月に、文均長男文言が元服するのであるが、「元服新加組合」とされた楽所楽人の元服式は、天王寺方の慣例に基づき、聖霊会に下向した際に、天王寺において行なわれた。2月23日の儀式を経て、「新加」とされたのは、岡昌次、菌広肝、東儀文言の3名であったが、『楽所日記』同日条には、「諸祝儀入用諸賄出銀之儀兼而被相願候ニ付、予引受取斗之」として、すべての費用、金2兩1朱を文均が負担したと記されている。東儀文均家が経済的にゆとりがあったからであろう。
- 34) 幕末期の楽人の生活については、南谷美保「慶応元年日光山御神忌御下行米の支給をめぐる―幕末の三方楽所楽人を取り巻く状況に関する一考察―」（『四天王寺国際仏教大学紀要』第45号、2008年3月、pp.347-377）においても触れている。

An Illegal Accounting of the *Gagaku* Performing Organization of the Edo Period, *Sanpo-Gakuso* — The course of its investigation and thereafter —

Miho MINAMITANI

An illegal accounting of the *gagaku* performing organization *Sanpo-Gakuso* that came to light in 1857 is examined according to the dairy of a *gagaku*-musician and also a member of the organization, Fuminari Togi. Additionally, the economical situation of the organization and its members, imperial *gagaku*-musicians of the time are considered.

Investigation of the case was undertaken by the *Nen-ban*, the musicians in charge of the financial matters of the organization Fuminari became a member in 1857 as a replacement for his precursor who died in July of this year causing the case to be detected. As the private diary of Fuminari is the only known document of the case in existence, the whole picture of the situation is neither clear nor simple.

Known from the articles in the dairy is that although an installment plan by the musicians concerned made up for a deficit of a large amount of money of the organization, the *Sanpo-gakuso* could not escape from a new debt that became an additional burden for the organization which resulted in economical hardship for some of the members during the difficult times of the late Edo period.